

浜田市地域包括支援センター運營業務の外部委託について

1 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、介護保険法（第115条の46第1項）に基づき、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、包括的支援事業等を地域で一体的に実施する役割を担う中核的機関として、平成18年度に全国に設置された相談支援機関です。

設置者は、市町村（広域連合含む）または介護保険法（第115条の46第1項）に規定する包括的支援事業の実施の委託を受けた者とされています。

(1) 全国の設置状況（平成31年4月末現在） 5,167か所

運営形態は、市町村直営が21.7%、委託型が78.3%で、委託型が増加傾向
主な委託先としては、社会福祉法人（54.4%）、社会福祉協議会（17.6%）

(2) 地域包括支援センターに配置する専門職

地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種を配置基準に基づき配置するよう求められています。

(3) 地域包括支援センターの必須業務

① 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

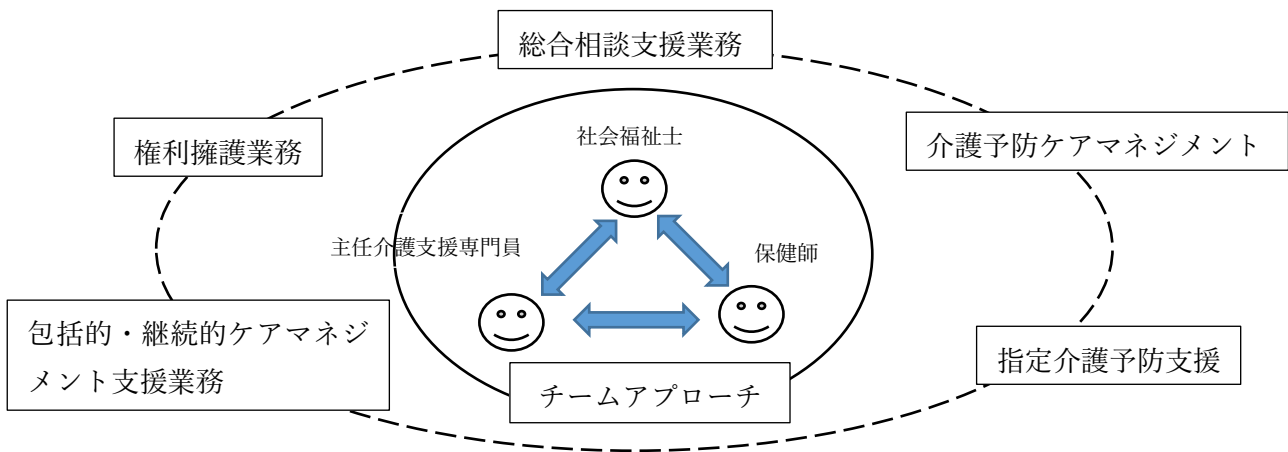
ア 総合相談支援業務…高齢者に関する総合相談、実態把握、ネットワーク構築
イ 権利擁護業務…高齢者の権利侵害の予防・対応にかかる相談（虐待、消費者被害等）

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント業務…介護支援専門員等への相談・助言、支援困難事例への助言、地域ケア会議等を通じた支援

② 介護予防ケアマネジメント…介護予防・日常生活支援総合事業利用者のケアプラン作成等

③ 指定介護予防支援事業（介護予防給付）…要支援認定者のケアプラン作成等

【図：地域包括支援センターの必須業務】



2 本市における地域包括支援センター運営に係るこれまでの経過

全国的には当初から外部実施で進められるところも多かったものの、当時の在宅介護支援センターが機能し、そのまま地域包括支援センターにシフトすることが有効な地域もありました。しかし、本市においては、新市発足と時期が重なり、地域包括支援センターが担っていく業務や、将来の動向など不明な点も多かったため、まず行政で担っていくこととし、保険者である浜田地区広域行政組合から本市が委託を受け、平成 18 年度以降、地域包括支援センターを運営してきました。ここ近年は、高齢化の進行や社会背景の変化に伴い、相談内容の専門化と業務量の増大が進みつつあり、主任介護支援専門員等の専門職の確保と計画的な人材育成が重要となっている中、配置が必須となっている 3 職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）のうち、常勤の主任介護支援専門員の配置ができなくなる状況となっています。

一方では、平成 26 年の介護保険法改正による地域包括ケアの構築に向けた各種対策の強化（在宅医療介護連携、認知症対策、介護予防、地域ケア会議等）、平成 29 年の介護保険法・社会福祉法改正による地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備など、各地方自治体に求められる役割も近年拡大傾向にあります。

本市では、これら増大する業務に関しても、これまで地域包括支援センターを中心に取り組みを進めてきましたが、高齢者からの相談に関しては、今後も益々ニーズが高まると推察されるため、地域包括支援センターが本来担うべき役割・機能を十分発揮し、対応していく必要があります。そのためにも、地域包括支援センターとして法的に担わなければならない業務と市が担うべき役割・機能を明確にし、双方向の連携協働を図るとともに、社会福祉協議会がこれまで中心的に担ってきた地域福祉分野とも役割分担や協働を図りながら、包括的かつ持続可能な地域支援体制の構築を図ることが急務となっています。

これらの課題解決のため、公平・中立な立場から市の施策との一体性を保ちながら

運営していくことが求められる中、これまで社会福祉法人浜田市社会福祉協議会と地域包括支援センター運営業務の委託に向けた協議を進めてきましたが、この度、令和4年度から浜田市地域包括支援センター運営業務を委託する方向で協議が整いました。

3 委託開始時期

令和4年4月1日から

4 令和4年度以降の地域包括支援センター設置者

社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会

5 委託する業務の内容

介護保険法で定められた地域包括支援センターの必須業務 ※1 (3) を参照

6 設置場所

本センターは、浜田市総合福祉センター（浜田市社会福祉協議会本所）内に設置
各サブセンターは、浜田市社会福祉協議会各支所内に設置

7 職員体制

本センターは、主任介護支援専門員4名、社会福祉士1名、保健師1名、その他（介護支援専門員、事務職員 ※人数は現時点では未定）を配置する。

各サブセンターは、各自治区の高齢者人口等を踏まえ、3職種のうち1～2名を配置する。

8 委託後においても市が引き続き担う業務について

(1) 現在の浜田市地域包括支援センターの業務の内容

① 地域包括支援センターの必須業務 ※1 (3) を参照

② 包括的支援事業（平成26年の法改正分）

ア 在宅医療・介護連携推進事業

イ 認知症総合支援事業（認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等）

ウ 生活支援体制整備事業 ※浜田市社会福祉協議会へ委託

エ 地域ケア会議推進事業

③ 一般介護予防事業

(2) 委託後も市が担う業務

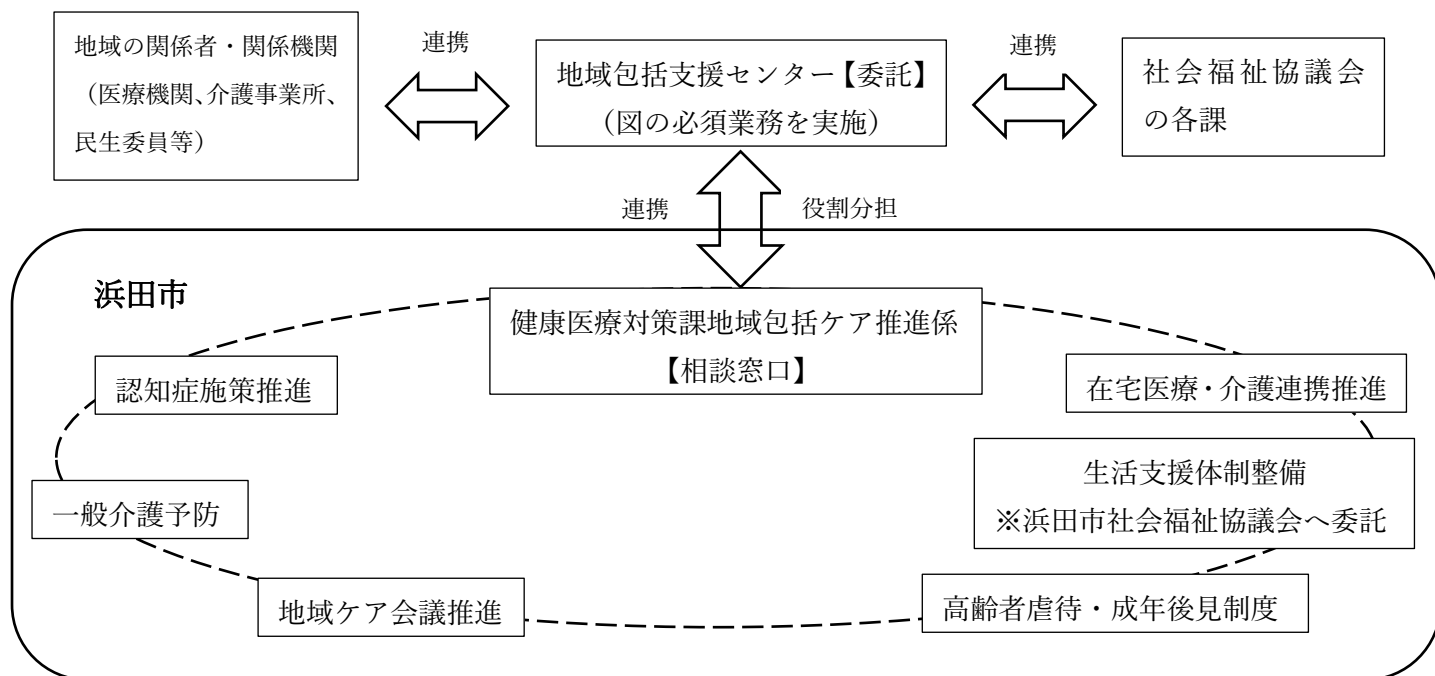
現在、浜田市地域包括支援センターで行っている業務は、今回委託する地域包括

支援センターの運営に係る必須業務以外に、一般介護予防事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業等多岐に渡っています。これらは、委託後においても本市が実施することになります。また、高齢者の権利擁護業務のうち、市長権限で実施する業務も引き続き本市で行います。

(3) 委託後の連携イメージ

委託後においても、地域包括支援センターが本来の役割・機能を発揮できるように市が直接的・間接的支援を行うとともに、各種事業との連携により地域包括ケアシステムの構築・深化に向けた取り組みを進めていくこととします。

【委託後の地域包括支援センターと関係機関の連携イメージ】



9 今後の予定

令和3年2月 介護保険事業計画策定委員会地域包括支援センター運営協議部会において、地域包括支援センター運営業務に係る外部委託についての審議

令和3年3月 地域包括支援センターの実施主体を浜田地区広域行政組合から浜田市とするための条例を市議会へ上程

令和3年4月～ サービス利用者・事業所・関係機関への周知、引継ぎ準備

令和4年1月～ 市報、ホームページ、チラシ等による周知

令和4年4月 委託後の地域包括支援センターと利用者の契約、ケアプラン確認 (委託後の地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の契約)